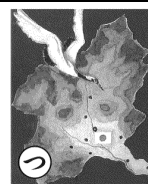




県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年6月6日（火） 第10106号

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○自衛官の募集（危機管理課）	2
○土壌汚染対策法による区域指定（環境保全課）	2
○解除予定保安林（森林保全課）	3
<b>公 告</b>	
○土地改良区の定款変更認可（農村整備課）	3
<b>労働委員会告示</b>	
○地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定	3

■ 告 示

◎群馬県告示第166号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、令和5年度採用の自衛官候補生及び自衛官の募集期間、試験期日並びに試験場の名称及び位置を次のとおり告示する。

令和5年6月6日

群馬県知事 山本 一 太

1 自衛官候補生

(1) 募集期間

年間を通じて実施

(2) 試験期日並びに試験場の名称及び位置

試験期日	試験場の名称	試験場の位置
受付時に通知 令和6年3月高等学校又は中等教育学校卒業予定者の採用試験は、 令和5年9月16日（土）以降	Webによる試験のほか、 陸上自衛隊相馬原駐屯地 陸上自衛隊新町駐屯地 のいずれか指定された試験場	北群馬郡榛東村新井1017-2 高崎市新町1080

2 一般曹候補生

(1) 募集期間

令和5年7月1日から同年9月5日まで

(2) 試験期日並びに試験場の名称及び位置

1次試験

試験期日	試験場の名称	試験場の位置
令和5年9月16日（土） 令和5年9月17日（日） 令和5年9月18日（月） 令和5年9月19日（火） のいずれか指定された1日	太田浜町勤労会館 勢多会館 陸上自衛隊相馬原駐屯地 陸上自衛隊新町駐屯地 群馬県庁会議室 のいずれか指定された試験場	太田市浜町66-49 前橋市南町4-30-3 北群馬郡榛東村新井1017-2 高崎市新町1080 前橋市大手町1-1-1

3 航空学生

(1) 募集期間

令和5年7月1日から同年9月7日まで

(2) 試験期日並びに試験場の名称及び位置

1次試験

試験期日	試験場の名称	試験場の位置
令和5年9月18日（月）	勢多会館	前橋市南町4-30-3

◎群馬県告示第167号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されてい

る区域を次のとおり指定する。

令和5年6月6日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 指定する区域 館林市近藤町字亀甲318番18の一部、318番19の一部、318番20の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類
  - (1) 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 ふっ素及びその化合物
  - (2) 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称 ふっ素及びその化合物

◎群馬県告示第168号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和5年6月6日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 解除予定保安林の所在場所 甘楽郡南牧村大字砥沢字山崎793の3
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により藤岡土地改良区の定款の変更を令和5年5月29日に認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和5年6月6日

群馬県知事 山本 一 太

■ 労働委員会告示

◎群馬県労働委員会告示第3号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、群馬県企業局の職員が結成し、又は加入する群馬県企業局労働組合について、群馬県企業局の職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を令和5年5月25日次の表のとおり認定した。

なお、地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定の告示（令和4年群馬県労働委員会告示第2号）は、廃止する。

令和5年6月6日

群馬県労働委員会会長 新井 博

県 庁	企業局長、技監、参事、課長、室長、主監、電気保安監、次長（主として人事及び労働関係を担当する次長に限る。）、総務課総務係長、経営戦略課財政係長及び総務課において人事又は労働関係の事務を担当する職員
地域機関	所長、部長及び次長（主として人事及び労働関係を担当する次長に限る。）

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---